

海上自衛隊呉港務部第三区

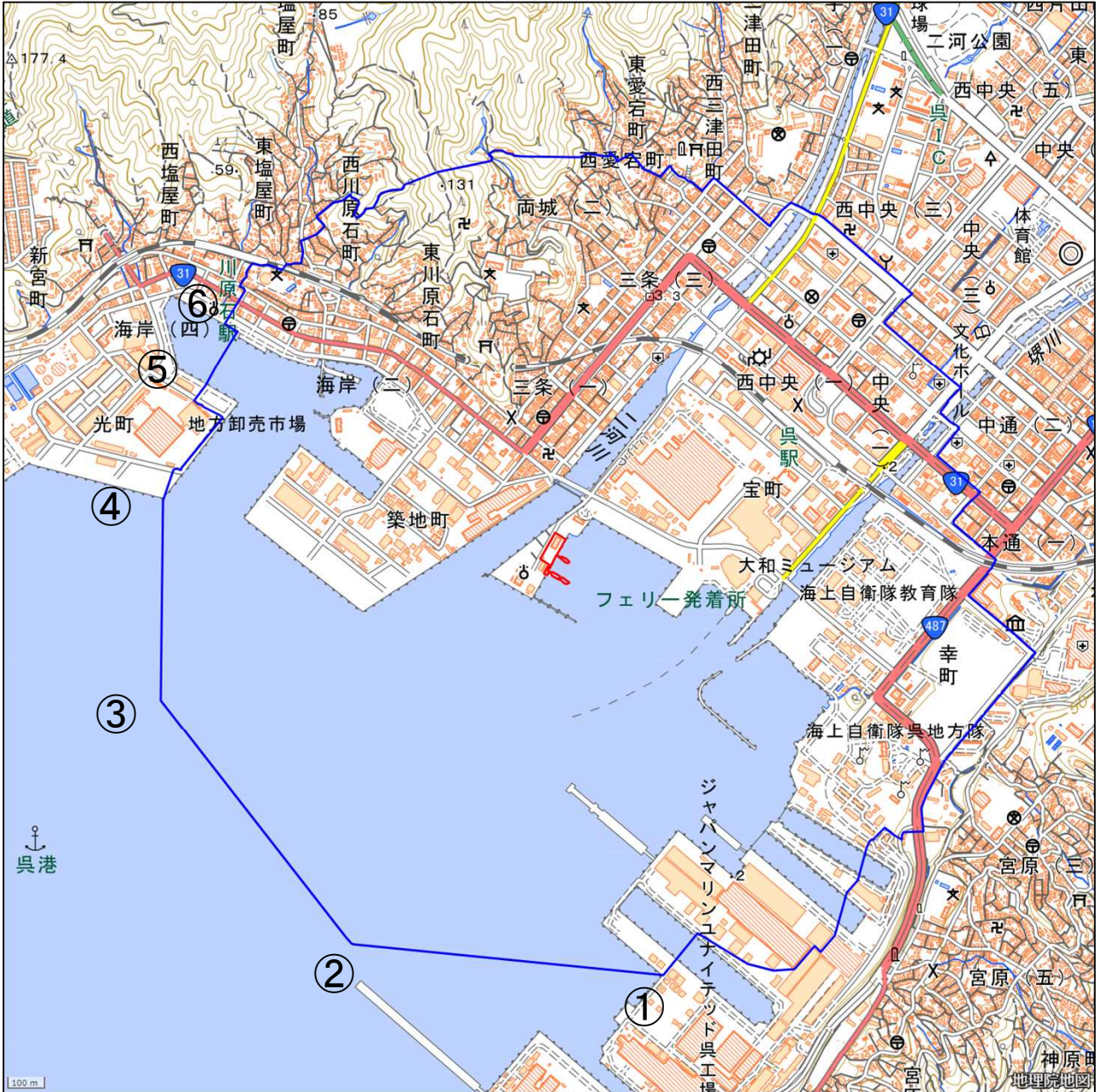
対象防衛関係施設 の所在地	広島県呉市	宝町八番二十四号
対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	宝町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	広島県呉市	海岸一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、三条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、築地町、中通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、西川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、西中央一丁目及び二丁目、東愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、東川原石町、東塩屋町（次の図面に示す部分に限る。）、光町（次の図面に示す部分に限る。）並びに両城一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十四度十三分五十四秒、東経百三十二度三十三分十三秒の点 二 北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十二分四十一秒の点 三 北緯三十四度十四分十七秒、東経百三十二度三十二分二十一秒の点 四 北緯三十四度十四分三十五秒、東経百三十二度三十二分二十二秒の点 五 北緯三十四度十四分四十四秒、東経百三十二度三十二分二十六秒の点 六 北緯三十四度十四分四十九秒、東経百三十二度三十二分二十九秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺 		

地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

海上自衛隊呉港務部第三区周辺地域 (広島県呉市宝町8番24号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

